

藤沢市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、藤沢市藤沢市民センター使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

2026年（令和8年）4月15日

藤沢市長

鈴木恒夫

- 1 公金事務取扱者を指定した日  
2026年（令和8年）4月1日
- 2 委託期間  
2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで
- 3 委託した相手方  
相鉄・チームふじさわ共同企業体  
代表企業 相鉄企業株式会社  
（横浜市西区北幸二丁目9番14号）
- 4 委託した公金事務に係る歳入  
藤沢市藤沢市民センター使用料